

1960年代におけるDDRの学校・青少年・家族政策と性教育

池谷 壽夫

目次

はじめに——本稿の課題

1. 社会主義道徳の十戒
2. 学校政策と性教育——「新しい人間」から「社会主義的人格」へ
3. 青少年政策と性教育
4. 中絶緩和・家族政策と性教育
5. 68年刑法とホモセクシュアリティ

おわりに——60年代における性教育の制約条件

キーワード：学校法，青少年法，家族法，刑法，社会主義的人格，性教育

はじめに——本稿の課題

本稿では、ドイツ民主共和国（以下DDR）における性教育の歴史の検討作業（池谷2010, 2011）の一環として、1960年代におけるDDRの性教育の基本的枠組みを検討し確認しておく。この時期はWeber（1988=1991）の時期区分では、第3期の「社会主義」の確立期（1961～70年）にあたり、社会主義政策の枠組みが法的に確定され強化されていく時期である。

1956年2月のソ連共産党第20回大会で、フルシチョフがスターリン批判を行った（志水速雄1977）。たしかに、DDRではその後すぐに、社会主義統一党（以下SED）の書記長Walter Ulbrichtは1956年3月4日付の党機関紙《Neues Deutschland》で「マルクス主義の古典にスターリンは数えられない」と述べて、表面上はスターリン主義からの転向を行いはした。しかし、理論的にも実践的にもスターリン主義がきびしくきちんと総括されたわけではなかった。当時UlbrichtにつぐNo.2の要職にあったKarl Schirdewanの回想によれば、Ulbrichtはスターリン批判の受容を拒否したのである。

このような圧力を受けたわれわれの政治局は、まもなく党機関紙『ノイエス・ドイチュラント』誌上に、ソ連共産党第20回党大会に対する態度表明を発表することを決めた。そして突然、私にその草案の作成が委託され、その日の午後にもそれをウルブリヒトに提出しなければならなくなったのである。私は、すぐに彼と激しい口論を始めることになった。私の作成した文章に、われわれのもとでも党幹部や真面目な市民たちが逮捕されたことがあり、死者たちにも弔意を表さなければならない、という意味の一節があったからである。ウルブリヒトはこれを読むと口から泡を吹いて激怒し、怒鳴りだした。「われわれのもとでは死者などいなかった！」落ち着いて答えるのは、ひどく骨が折れた。「この問題を過小評価すべきではない！ こうしたことがまさに問題だったのだから、きちんと調査させようじゃないか。」ウルブリヒトは、憤激のあまり書類をほとんど引き裂かんばかりだった。だがしばらく考えて、草稿とそのコピーを受け取った。(中略)そして、『ノイエス・ドイチュラント』には、すっかり改竄されたテキストが掲載されたのである (Engler 1999=2010, S. 87f., p. 102 より引用)。

逆に、Ulbricht に反対し非スターリン化を求める反対派は「修正主義」として批判・弾圧された (ウルブリヒト 1958)。そして「社会主義統一党指導部は巧妙に、スターリン主義の問題を扱うこと自体を回避し、代わりに経済問題に取り組んだ」(Weber 1988=1991, p. 83) ののである。

しかし、Weber (1988=1991) によれば、こうした「堅いこぶし」の政策も 1961 年末までで、その後圧力は一時緩和されることになる。それは、ソ連でフルシチョフがその年の 10 月のソ連共産党第 22 回党大会でスターリン時代のテロ体制を暴露し、非スターリン化の新たな段階を開始したからであった。「今度は民主共和国指導部もソ連における非スターリン化を無条件で認めた。ウルブリヒトはスターリンの個人崇拜だけを弾劾するのではなく、「スターリンの指導のもと」で犯された「犯罪」についても公然と発言するようになっていた」(p. 102)。もっとも、後で見ると、この柔軟路線も 60 年代半ばには消え去る。

ともあれ、こうして 1960 年代には、DDR は、経済的には社会主義の「確立期」に入っていくことになる。そしてこの時期には、さまざまな分野で社会主義的な法整備がなされるとともに、10 年制総合技術上級学校制度が導入・実施され、次世代の育成として社会主義的な青少年政策・教育が重視されていく。こうした取り組みを通じて、社会主義建設における教育・文化とイデオロギーの重要性がさかんに強調され、青少年の「社会主義人格 (sozialistische Persönlichkeit)」の形成が教育の目標とされていく。

とくに性教育に関わって言えば、学校教育においては、1959 年の「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義的発展に関する法律」、1965 年の「統一的な社会主義教育制度に関する法律」が出され、学校が総合技術教育システムとして制度化され、そのなかで性教育が学校教育の中に位置づけられていく。1965 年に家族法が制定され、結婚・家族が社会主義制度の中に積極的に位置づけられていく。また青少年政策分野では、1963 年の SED 政治局の「青少年コミュ

ニケ」、1964年の青少年法のなかで、青少年を社会主義的人格へと形成し動員することが目指されていく。

こうした枠組みと背景の中で、この時期には、性教育に関する研究と実践が本格的にかつ組織的に盛んに進められていくとともに、それを総括する大規模な研究会議が開催されているのも特徴的である。とりわけ、Rostock大学を中心とした性教育の研究グループが中心となって開催した1962年、1964年、1965年の研究会議および1969年の国際的な研究会議はDDRにおける性教育を進めるうえで、重要なものであった（この点については別稿で検討する）。

1960年代におけるDDRの性教育を検討するにあたり、本稿では、その枠組み（限定条件）ともなる60年代に展開されたSEDの学校・青少年・家族政策などを、性教育との関わりの中で検討していく。そしてそのことによって、性教育がその枠組みのもとでどのような政治的・社会的要請を求められることになったのかを明らかにする。

なお、本稿ではドイツ語の教育の原語として、Erziehungを生活上や道徳上の教育的側面を表すものとして「訓育」、Bildungは知識の伝達を中心とした教育的側面を表すものとして「陶冶」、Belehrungを「教授」と訳し分けていくことにする。ただし場合によってはErziehungやBildungを「教育」と訳す場合もある。

1. 社会主義道徳の十戒

1950年代末以降、とくにSED第5回党大会（1958年7月）以降、社会主義建設を支える教育・文化とイデオロギーの重要性がさかんに強調され、それが法的に確認される中で、DDRにおける性教育の法律上のバックボーンが徐々に形成され、性教育が積極的に展開されることになる。しかし、その一方では、このことによって性教育そのものが社会主義建設という課題に従属させられていくことにもなっていく。

1957年4月16～17日に、SED中央委員会付属社会科学研究所哲学部は「社会主義道徳の理論的・実践的諸問題」についての会議を開催しているが、「この会議が社会主義道徳に関する討論を動かし始めた」（Neues Leben Neues Menschen 1957, Vorbemerkung, S. 5, p. 9）と評価されるほど、この会議は重要なものであった。SED中央委員会付属社会科学研究所所長のLene Bergは、「今日、すでに多くの人民が新しい社会、階級もなく、したがって搾取と抑圧のない社会の建設に移っている時期に、社会主義道徳の諸問題、人々の諸関係の倫理的規範は、新たな高い意義を帯びている」としている。すなわち、「すでに社会主義建設の最初の歩みで示されている人々の間の新たな諸関係を、ただ労働者階級自身の小さな部分のなかで育み育成するだけでなく、（……）それを意識化させ、すべての勤労者をそのために獲得して教育すること」（Berg 1957, *ibid.*, S. 8, p. 12）がまさに任務となっているとするのである。それは、より具体的には、

「労働者階級の階級闘争、搾取と抑圧から労働者階級自身と人類を解放するための闘争の倫理的価値を、新しい社会主義社会をうちたてるために発見すること」、「その倫理的価値を、労

働者階級とそれと同盟しているすべての他の社会的な階級・階層に意識化させること」,そして「それゆえ彼らのうちに倫理的価値・規範(.....)を教育し根づかせること」(Klein 1957, *ibid.*, S. 16, p. 23) にほかならない。

そして、その目指すところは、Klein (1957) の表現によれば、「社会主義的な倫理的人格 (eine sozialistische sittliche Persönlichkeit)」である。それは、「自分を意識的に社会主義社会の一員にし、(.....) 社会主義をいっそう強化し、固め、完全なものにする目的で自分の最善の力と能力をつくして社会主義に献身する (.....) 人間」(*ibid.*, S. 41, p. 48) である。

なお、法務省の Wächtler (1957=1958) はこの会議で、「結婚と家族における道德の問題について」報告している。その中で 1955 年 11 月 24 日の「結婚の締結および解消に関する指令 (Verordnung über Eheschließung und Eheauflösung)」(GBl. DDR I S. 849) における強調点として、「健康な結婚と家族を保護し強化するという要求」と「結婚は男女の間で永遠に結ばれた共同体であり、結婚に対する軽率な態度は勤労者の道德観に反すること」(S. 146, p. 159) が挙げられていることも、銘記しておこう。

翌 1958 年 7 月に SED 第 5 回党大会が開かれるが、その直前に書記長の Walter Ulbricht は、論文「ドイツ社会主義統一党の思想活動における若干の問題」(ウルブリヒト 1958) において、シルデヴァンやハーリヒらの反スターリン的改革派を、教条主義 (スターリン主義のこと——筆者) を批判するように見せかけながら、マルクス=レーニン主義と闘う修正主義者だと断罪している。とりわけ教育学分野では、「修正主義者は、単一の学校での青年の社会主義的教育を形式的な授業とすりかえ、単一の学校を分裂させて、才能のある生徒からなるえらばれた上層の教育を優先させる道をとった」(p. 25) と、教育科学の代表者たちを「修正主義」と批判し、社会主義教育の必要性を強調している。「われわれに必要なのは、青少年の意識が目ざめたそのときから、彼らを新しい社会主義的制度になじませ、彼らの生活様式、感情、思想、行動を社会主義的な仕方では形づくるような教育活動である」(p. 25-26)。具体的には、それは、「総合技術教育を実施し、労働や働く人を愛する精神で人びとを教育すること」(p. 26) である。

こうして反スターリン主義者を修正主義者として一掃したうえで、第 5 回党大会で Ulbricht は、青少年をまるごと社会主義へと動員するために、社会主義的道德の必要性を強調するだけでなく、その具体的な徳目をすら提起している。それが「社会主義道德・倫理の十戒」または「新しい社会主義的人間のための十戒」である。その後、この十戒は 1963 年第 6 回党大会において、SED の党綱領へと取り入れられ (Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED 1964, S. 302-303), 1976 年までその綱領の中で生き続けることになる。その内容は以下のようなものであった (Ulbricht 1958, S. 121f.)。

1. 汝はつねに労働者階級とすべての勤労者の国際連帯のために、またすべての社会主義諸国の破ることのできない結束のために尽力すべし。
2. 汝は汝の祖国を愛し、喜んで汝の力と能力全体を、労農権力の擁護のために尽力すべし。

3. 汝は、人間による人間の搾取を廃止することを援助すべし。
4. 汝は、社会主義のために善行をなすべし、けだし社会主義はすべての勤労者のよりよき人生になるのであるから。
5. 汝は、社会主義建設の際に、相互援助と同志的な協力の精神で行動し、集団を尊重し、集団の批判に服すべし。
6. 汝は、人民の所有を保護し増やすべし。
7. 汝は、つねに汝の業績の改良に努力し、節約し、社会主義的労働規律を固めるべし。
8. 汝は、汝の子どもを平和と社会主義の精神で全面的に形成された、性格の確固とした、身体的に鍛えられた人間へと教育すべし。
9. 汝は、清潔で礼儀正しく生活し、汝の家族を尊重すべし。
10. 汝は、人民解放のために闘い、自分の人民独立を擁護する諸人民との連帯を行使すべし。

また同じ報告の中で、Ulbrichtは、「社会主義道徳の発展にとって男女関係における清潔さと家族に対する尊重は最大の意義を持っている」として、子どもの「自然の啓発」をないがしろにしないよう、次のような警告を発している。

社会主義道徳の発展にとって男女関係における清潔さと家族に対する尊重は最大の意義を持っている。近年共和国のいたるところでなされている発言において、多数の勤労者は、家族が、子どもの社会主義的教育とわが社会主義的共同体の発展にとって大きな意味をもつことを指摘してきた。例えば家庭で子どもになお時代遅れの諸観念が伝えられるならば、あるいは男女の関係について自然な啓発が行われないならば、子どもはしばしば彼らの発達を阻む困難と葛藤に陥る (ibid., S. 124, 下線は筆者)。

すなわち、Ulbrichtによって家庭における社会主義的な性教育の必要性が公式に強調されたのである。しかも、その内容として強調されたのが「男女関係における清潔さと家族に対する尊重」であった。

こうした限定の中でDDRの性教育学者は、Ulbrichtのこの指摘を「パネ」にしたりあるいはその言説を「利用」したりして、性教育を展開していくことになる。例えば、Grassel (1967)は、先のUlbrichtの演説を、性教育の諸問題は過小評価されてはならないことを指摘したものだとして、引用している (S. 11, またGrassel 1966b, S. 805も参照)。

さらに、この社会主義道徳を具体化するために、学校での「社会主義訓育 (Sozialistische Erziehung)」が重視される。では「社会主義訓育」とは何か。Ulbrichtによれば、「社会主義訓育とは、人格の全面的発達、連帯と集団性への訓育、労働に対する愛への訓育、戦闘的活動への訓育、高い理論的・芸術的普通教育の伝達、すべての精神的・身体的能力の展開、すなわち民族と国民の福祉 (Wohl) のための社会主義的意識の形成である」 (Ulbricht 1958, S. 125)。そして、

そのための中核的な課題が、「総合技術授業の導入および労働・労働する人間に対する愛へと子どもを訓育すること」(ebenda.)であった。

すでに1956年3月にSED第3回党協議会は第2次5カ年計画を採択し、1960年までに工業生産を少なくとも55%引き上げることを決めていた。そして第5回党大会では、1961年までにドイツ連邦共和国(BRD)に追いつき、追い越そうとした。しかし、1959年にはこの5カ年計画は中断され、新たに1959年から1967年までの7カ年計画がたてられた(Weber 1988=1991, p. 85-88)。先の総合技術教育の導入には、こうした経済的発展の遅れという背景があったのである。

2. 学校政策と性教育 —— 「新しい人間」から「社会主義的人格」へ

(1) 学校テーゼ

以上のUlbrichtの提起とその後の総合技術教育の一連の措置を受けて、SEDは1959年1月17日に第4回中央委員会総会で決議「DDRにおける学校制度の社会主義的発展について」(いわゆる「学校テーゼ」)を出す(この間の経緯および改革教育学的「修正主義」に対する批判については、ウルブリヒト1958, Autorenkollektiv 1960=1962, 小出達夫1978, 参照。またこの間の教育論議とその後のDDRの教育学で重要な役割を果たしたGerhart Neunerのその後の自己擁護的な弁明については、宮崎2002参照)。

この「学校テーゼ」では、「われわれの学校の主要任務は今、学習を社会主義的現実と結びつけ、教育水準をはるかに高めて、成長しつつある世代をもっと社会主義社会における生活と創造へと準備させることにある。このことは、第5回党大会が確認したように、われわれの学校を社会主義学校へと発展させることを求める」という基本認識のもとに、「われわれの学校は、子どもたちをすでに早い頃から社会的に有用な労働と社会主義の建設への積極的な参加へと準備させなければならない」(Hager 1959, S. 71)としている。そして、先のUlbrichtの社会主義訓育の定義が引き合いに出されて、「学校は、労働と労働する人間を愛し、生産過程・科学・技術の基本的知識を身につけるとともに、身体的労働への用意と能力を持つ社会主義的人間を養成する任務をもつ」(ibid., S. 74)と規定される。

すなわち、この「学校テーゼ」で、学校の任務として社会主義的人間の形成が目指され、その内実は、労働に対する尊重、生産過程・科学・技術の基本的知識の習得、身体的労働への用意と能力の3つに置かれたのである。こうして「学校テーゼ」で、これまでの民主主義的学校から社会主義的学校への転換が目指されることになった。

その一方では、これまでの学校の欠陥が一面的に評価・批判されることになる。すなわち、「学校がなおはるかに本来の生活、とりわけ生産から切り離され、生徒を最初の学年から社会的に有用な活動へと教育してこなかったこと」、「それゆえこれまでの学校はしばしば単に、生徒が実践においては使用するのが難しくできない形式的な知だけを伝達してきた」ことにあると批

判される。そして、この状態を克服するために、「授業と生産労働との結合」が「社会主義教育の基本原則」(S. 75)とならなければならないとされたのである。

学校が生活から切り離されている状態を克服するために、授業を生産と結びつけることが必要である。これは総合技術的陶冶によってなされる。授業と生産労働との結合は、社会主義訓育・教育の基本原則である、というも青少年はこの結合によって直接的に社会主義の建設に参加するからである (ebenda.)。

こうした理念が具体化された学校制度、それが「10年制普通教育総合技術上級学校」(ibid., S. 77)である。また、それに応じて社会主義訓育の全面的な改善が必要だとして、その方向性は先の社会主義道徳・倫理の十戒に基づかねばならない (ibid., S. 91)、としている。

このテーゼはその後、全国的討議に付され、7万以上の集会で50万人以上の市民がこの討議に参加し多くの提案が人民教育省、SED中央委員会、地方人民議会に集約され、1959年12月2日に「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義的発展に関する法律」(以下、1959年学校法)として公布されていくことになる(小出達夫1978, p. 164, なお, Autorenkollektiv 1960=1962, p. 392も参照)。

(2) 1959年教授プランと「ドイツ民主共和国における学校制度の社会主義的発展に関する法律」

ところで、この1959年学校法が制定される前の3月には、「学校テーゼ」にもとづいて「10年制普通教育総合技術上級学校教授プランの基本構想案 (Entwurf einer Grundkonzeption für das Lehrplanwerk der 10 klassigen allgemeinbildenden polytechnischen Oberschule)」(Deutsche Pädagogische Zentralinstitut 1959)が出され、6月20日に「10年制普通教育総合技術上級学校教授プラン」(MONUMENTA PAEDAGOGICA 1969a, S. 260-264)が公布されている。

この教授プランでは、基本構想案に示されているように、訓育・陶冶は大きくは4つの訓育・陶冶、すなわち、「総合技術訓育・陶冶」、「世界観訓育・陶冶」、「政治・道徳訓育・陶冶」「音楽訓育・陶冶」、「身体訓育・陶冶」から構成され、以下のような授業時間となっている(表1)。

「総合技術訓育・陶冶」は、工作授業、社会主義的生産の授業日と社会主義生産入門、製図、数学および自然諸科学において、また他のすべての教科と結びつけられて行われる。また社会主義道徳の戒律は社会主義上級学校の教育活動全体の授業対象と基礎となるものであり、国家公民や他の授業科目で伝達される科学的社会主義、社会主義的倫理・道徳、人民民主主義的秩序の基礎に関する基本的知識、ドイツ民主共和国の建設における勤労者の偉大な業績の知識は、社会主義的生産への直接的参加と並んで能動的な国家公民 (Staatsbürger) の教育に貢献するとされている。

とくに性教育との関連で言えば、DDRでは、1947年にはただ第11学年だけで、1951年以降

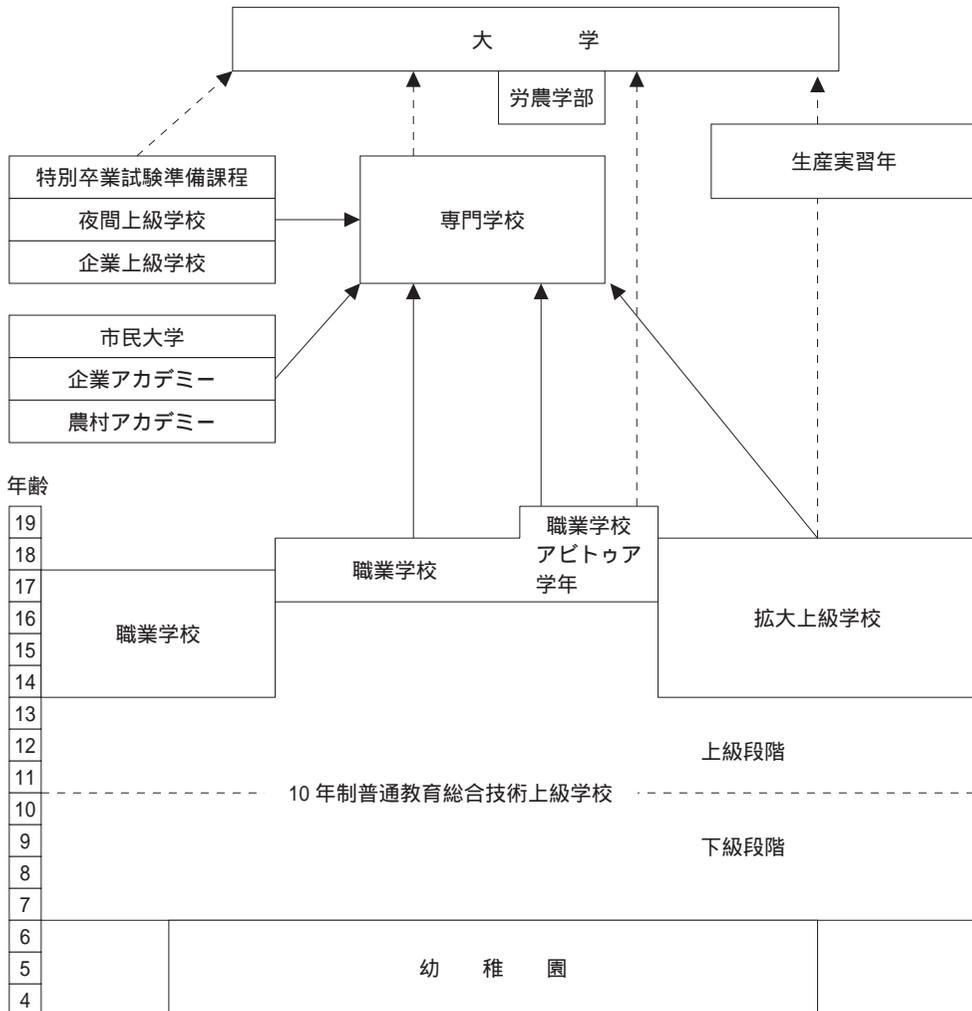
表1 10年制普通教育総合技術教育上級学校の時間割

教科	学 年									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ドイツ語・ドイツ文学	9	12	14	16	7	6	5	5	5	4
ロシア語	-	-	-	-	6	5	4	3	3	3
数学	5	6	6	6	6	6	6	5	5	5
物理	-	-	-	-	-	3	2	3	3	4
天文学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
化学	-	-	-	-	-	-	2	3	3	4
生物	-	-	-	-	3	2	2	2	2	2
地理					2	2	2	2	2	1
工作	1	1	1	2	2	2	-	-	-	-
裁縫	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
製図	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1
社会主義的生産授業日と入門	-	-	-	-	-	-	3	4	4	4
歴史	-	-	-	-	1	2	2	2	2	2
国家公民	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
図画	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
音楽	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
体操	2	2	3	3	3	3	2	2	2	2
週時間数	19	23	27	30	32	33	33	34	35	36
(自由選択)										
第2外国語	-	-	-	-	-	-	4	3	3	2
裁縫	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-

* 1時間は45分 (出典：MONUMENTA PAEDAGOGICA 1969a, S. 260)

は第10学年で、「人間の生殖器と個体発生的発達」の単元が生物の授業で教えられていた。しかし、1959年の教授プランでは、1959年から第9学年に、そして最終的には1965年から第8学年段階にずらすこと、ならびに最初の情報をすでに第5学年で伝達することが決定された。そして最終的には、1965年以降普通教育総合技術上級学校の第8学年で教えられ、最初の性情報はすでに第5学年で採り上げられことになる。これによってドイツ学校史はじめて、この問題圏域がすべての生徒の義務的な教授対象となったが、親の同意は必ずしも必要がなかった。もっとも親には、それぞれの学年始めに学年段階のすべての教科の重要な教育重点について情報を与えることが方向づけられていた。さらに、性教育のテーマについて、多くの学校で追加された親ゼミナールが開催されていた (Bach 1991a, S. 229f.). Grassel (1966b) によれば、「教授プラン生物」では第9学年に関してこう述べられている。「人間の生殖器官と個体発生的発達。男性生殖器、女性生殖器、月経。性病の指摘。青少年期のセクシュアリティの諸問題の指摘。男性と女性の生殖細胞。受精と最初の分裂期。胎児の発達。人間の個体発生的発達に対する放射能の影響」(S. 805)。

図1 DDRの学校体系(1959)



こうした教授プランにもとづいて制定された1959年学校法では、第1条で「ドイツ民主共和国におけるすべての子どものための普通教育学校は10年制普通教育総合技術上級学校である」と規定された上で、この社会主義学校の目標が第3条(1)で次のように述べられている(MONUMENTA PAEDAGOGICA 1969a, S. 315-323)。

社会主義学校における陶冶・訓育は、生産的労働と社会主義建設の実践と緊密に結びつけられねばならない。学校は、青少年を社会主義における生活と労働へと準備させ、彼らを全面的に総合技術で陶冶された人間へと教育し、高い陶冶水準を確保しなければならない。学校は、子ども・青少年を連帯性と集団的行動へ、労働と労働する人間に対する愛へと教育して、彼らのすべての精神的・身体的諸能力を民族と国民の福祉のために発達させる。

ここでは、子ども・青少年を、社会主義の生活と労働へ向けて全面的に総合技術で陶冶された人間へと教育し、彼らを連帯性と集団的行動、労働と労働する人間への愛へと教育するとともに、彼らの諸能力を民族と国民の福祉のために発達させることが、学校の教育目標とされた。Autorenkollektiv (1960=1962) の言葉でいえば、それは、「青少年を、社会主義を建設し、勤労者の生み出した成果をあくまで守ることができ、かつ、そうした覚悟ができている全面的に発達した人格へと教育する」(p. 393) ということであった。

こうして、DDR の教育はこれまでの反ファシズム・民主主義の学校から、生産労働と総合技術教育を中心にした社会主義学校への転換を目指すことになる。そして子ども・青少年をよりいっそう社会主義建設へと参加・動員させるために、授業を生産へと従属させるとともに、社会主義的訓育、社会主義道徳の教育がいっそう重視されることになるのである。

新たな学校体系は図1のようになった (Anweiler, Oskar/Fuchs, Hans-Jürgen/Dorner, Martina/Petermann, Eberhard (Hrsg.) 1992, S. 529)。

もっとも、ソ連も含めて DDR における社会主義教育、その核となる総合技術教育にはさまざまな問題があった。これに対する原理的な検討・批判は、稿を改めて論ずべき重要なテーマであるが、さしあたり次のことを問題点として指摘しておきたい。第1は、総合技術教育では、生産的労働と授業とがきわめて一面的かつ機械的に結び付けられていたことである。この点で普通教育が軽視された。しかも、これはマルクスの生産と教育の結合構想、教育構想とも異なるものであった。

第2に、この教育を通じて社会主義的人間の育成という側面、すなわち、教育の道徳的・訓育的側面、イデオロギー的側面が強化されており、この点でも普通教育の意味が軽視されている。この時期 DDR では、Krapp (1960) や Karras (1961) など教育学者の著作が出されているが、いずれもこうした問題を孕んでいた。この点についての原理的で的確な批判がすでに中野 (1967) によって行われていたことは興味深い。

(3) 「統一的社會主義教育制度に関する法律」(1965)

その後、1965年2月25日に制定された「統一的社會主義教育制度に関する法律」(以下1965年学校法 MONUMENTA PAEDAGOGICA 1969b, S. 569-604) では、「社会主義的人格」という概念がこれまでの「社会主義的人間」に変えて登場してくるとともに、それにむけての教育がますます強調されていくことになる。その第1条では、「社会主義的人格の陶冶・訓育」を大目標とした教育目標が掲げられている。

- (1) 統一的社會主義教育制度の目標は、全人民の高度な教育、意識的に社会的生活を形成し、自然を変革し、充実した、幸福な、人間に値する生活を営む、全面的にかつ調和的に発達した社会主義人格の陶冶・訓育である。
- (2) 社会主義教育制度は本質的に、市民を、社会主義社会を形成し、技術革命を達成し、社会

主義的民主主義に協力することができるようにさせることに貢献する。それは、人々に現代的な普通教育と高度な専門教育を伝達すると同時に、人々のうちに社会主義道徳の原則の精神にのっとり性格特徴を作り出す。社会主義的教育制度は、彼らを次のようなことができるようにさせる、すなわち、善き国家公民として価値ある労働をなし、つねにいっそう学び、社会的に活動し、共同で計画し責任を引き受け、健康に生活し、自由時間を意味あるものとして利用し、スポーツを行い、芸術を育むことができるようにさせる。

ここに見られるように、第1に「社会主義的人格」とは「意識的に社会的生活を形成し、自然を変革し、充実した、幸福な、人間の尊厳ある生活を営む全面的かつ調和的に発達した」人間とされ、その陶冶・訓育が目指されている。第2に、社会主義教育は、子ども・青年を、「社会主義社会を形成し、技術革命を達成し、社会主義的民主主義に協力すること」ができるように教育することである。そして第3に、それは、普通教育と専門教育の統一的な教育であるとともに、社会主義道徳を身に付けた性格特徴を形成することを意味している。

そのさらに具体化された内容が第5条で示されている。そこでは、陶冶と訓育の統一の原則の下で、その(2)から(5)で具体的な教育目標が4つ掲げられているのである。

- (2) 生徒・徒弟・学生は、よろこんで社会のすべての力をものにし、社会主義国家を強化し防衛するように、ドイツ民主共和国を愛し社会主義の達成物に誇りを持つように教育されねばならない。
- (3) 生徒・徒弟・学生は、労働に対する愛情、労働と労働する人間の尊重へと教育されねばならない。彼らは、肉体的・精神的労働を行い、社会的生活において活動し、責任を引き受け、労働と生活の中で実を示さねばならない。
- (4) 生徒・徒弟・学生には、マルクス・レーニン主義の基礎的知識が伝達されねばならない。彼らは、自然・社会・人間の思考の発展法則を認識し、それを適用することを理解し、確固とした社会主義的確信を獲得しなければならない。
- (5) 生徒・徒弟・学生の陶冶・訓育過程と生活は、彼らが集団の中でおよび集団を通じて、意識的な国家公民的・道徳的な行動へと教育されるように形成されねばならない。彼らは、進んで助けること、友情、礼儀正しさ (Höflichkeit und Zuvorkommenheit)、自分の両親とすべての年長者に対する尊重、ならびに男女間の誠実で清潔な関係が社会主義的人格の性格特性であると理解することを学ばねばならない。

ここでは、「社会主義的人格」は、以下の構成要素からなるものとされていることがわかる。第1は、ドイツ民主共和国を愛し社会主義国家を防衛・強化することであり、第2の要素は、労働に対する愛情、労働と労働する人間の尊重であり、それを労働と生活の中で実証することである。第3の要素は、マルクス・レーニン主義の基礎的知識を身につけ、社会主義を確信すること

であり、第4は、集団を通じて、次のような社会主義的徳を身につけることである。それは、進んで助けること、友情、礼儀正しさ、自分の両親とすべての年長者に対する尊重、ならびに男女間の誠実で清潔な関係である。

性教育の目標に関わる項目は、この(5)の規定にある。すなわち、性教育では、とりわけ「男女間の誠実で清潔な関係」が社会主義的人格の性格特性として求められることになるのである。

こうして、それまでは第11学年で「人間の生殖器官と個体発生的発達」という単元でのみ教えられていた性教育は、1959年の教授プランでは、1959年から第9学年で、そして1965年以降は第8学年で行われることになった。しかも、性教育は社会主義教育の重要な環として、生物という特定の教科に限定されずに、授業原理であるとされて、つねに教育全体との文脈の中で見られ、計画され実現されることになる (Bach 1991b, S. 239)。

3. 青少年政策と性教育

(1) 「青少年コミュニケ」

すでに述べたように、「社会主義徳・倫理の十戒」は1963年のSED第6回党大会において、SEDの党綱領へと取り入れられた。その後、SED中央委員会は青少年問題に関するコミュニケを発表する。それが1963年9月21日の「青少年コミュニケ (Der Jugend Vertrauen und Verantwortung. Kommuniqué des Politbüros des Zentralkomitees der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands zu Problemen der Jugend in der Deutschen Demokratischen Republik)」である。

この「青少年コミュニケ」は何よりも、青少年に社会主義建設への政治的・社会的なアンガージュマンを求めたものであった (この点については、Engler 1999=2010, p. 150-151も参照)。そこではこう述べられている。

「労働規律、賢明さ、達成意志 (Leistungswille)、誠実さ、楽天主義、批判的な自主的な思考、真の謙虚さと素朴、共同体精神、平和への憧れと社会的公正への深い要求——これらは若き社会主義者の性質すべてである」(Der Jugend Vertrauen und Verantwortung 1964, S. 15)。そしてここで青少年に求められているのが、「質の高い労働 (Qualitätsarbeit) と、精確な学習および社会主義の祖国への愛」(ibid., S. 16)である。

この「人間社会の発展法則の基本的知識に基づいた愛」にもとづいてこそ、社会主義に対する確固とした確信がつくられる。しかるに、学校などではそうっておらず、「確信作業のこの重要な領域でこそ、まだ多くのことはひどい状態にある」と、学校が批判される。「わが青少年は、自主的な、科学的な思考へと励ましそうした能力をつけるようにされずに、相変わらず、学校や集会で、しばしば表面的なこと、証明されない主張や余計なフレーズで苦しめられる」(ibid., S. 16-17)。しかも、「青少年コミュニケ」によれば、多くの社会学者と国家公民科教員はこのような現状に取り組むことをおそれている、という (S. 17)。必要とされているのは、「確固とし

て性格をもち、自分の思考で、時代遅れの見解や反動的なイデオロギーとの対決の中で獲得された社会主義的世界像を持った国家公民」(S. 18)である。「しかし、かかる人格の訓育が可能なのは、生徒を将来の国家公民として尊重し彼の問題をまじめに受け止めるときのみである」(ebenda.)。

そこで、SED中央委員会政治局はすべての指導者と教育者に、「青少年のすべての質問に対してオープンな耳をもち、その質問に真理に忠実にかつ原則的に答えること」(S. 18)を訴えている。

もう一つ、この「青少年コミュニケ」で重要なのは、青少年の性教育に関わるテーマが大胆に提起されたことである。すなわち、青少年の愛の問題が、「真の愛は青少年のものである (Echte Liebe gehört zur Jugend)」というテーゼのもとに大きく取り上げられたのである。もっとも、そこには次のような背景と理由があった。一つは、「今日の女子と男子が数10年前の世代よりも早く成熟している」という性の加速化の事実である。もう一つは、「男子と女子の完全な同権が、若者を生活、労働、学習および余暇において——共同の努力に基づいて——過去においてよりもひじょうに早くからかつひじょうに緊密に引き合わせている」という現状があり、もはや「禁止、かまと、思わせぶりや処罰ではこうした問題を解決できない」(S. 30)という事態に立ち至っているからである。

ところが、「青少年コミュニケ」によれば、「しばしば、2人の若者の間の愛は、できるだけ話す必要のない副次的な現象だという意見がまだ主張されている」。「しかし実際には愛と結婚の問題はすべての社会的領域へと食い込んでいる」のであるから、「これらの問題すべてについてオープンにかつ偏見なく語って、愛と結婚における心配事で悩む若者を援助すべきであろう」(S. 30)とされる。

もう一つ、青少年の愛の問題を取り上げる重大な理由は、帝国主義の性をめぐるイデオロギー攻勢に対抗するためである。「帝国主義の心理学的プロパガンダが青少年を放縦と無責任へとそそのかすからこそ、われわれは青少年のもとの男女間関係の問題に特別な理解のある注目を向けねばならない」(S. 31)というのである。

以上の理由にもとづいて、こう述べられている。「社会主義的とは、若い人々を援助して彼らが人生の幸福を得るようにすることであって、悲劇をつくり出すことではない。親、教員および教育指導者 (Erzieher)* は、早期の結びつきの否定的な社会的結果を避けることができるように、青少年とこれらの生活領域の問題についても話すべきであろう。二人の若い人間の真の愛はどれも、本当の承認に値する。われわれは、真の、深い、清潔な、人間的な関係を望むのであって、修道院のような道徳を望まない」(S. 30)、と。

*ここでいう Erzieher とは、教科で主として陶冶に従事する Lehrer (教員) と異なり、学童保育所や寄宿舎で訓育的指導に従事する者をさす (小出 1978, p. 173)。

この「青少年コミュニケ」は、DDRの性教育学者や実践家たちを大きく励ますものになった。Grassel (1967)によれば、1958年SEDの第5回大会で、Ulbrichtが性教育の諸問題は過小評価されてはならないと指摘したにもかかわらず、この状況はゆっくりとしか変わらなかった。と

ころが、「1963年の青少年コミュニケで、性教育領域における不十分な状態が新たに確認され、教育（学）者に、青少年を十分に異性との出会いへと準備させることが強く勧められた」。こう Grassel (1967) は「青少年コミュニケ」を高く評価している。また、ドイツ統一後の BzGA (1995) による DDR の性教育の総括でも、これまで DDR では性教育とその活動は人民教育省や県・郡の学校視学官のかまととぶりで挫折してきたし、「趣味研究 (Hobbyforschung)」とさえ呼ばれていた。しかし、この「SED 中央委員会の青少年コミュニケが公表されてようやく、これまでうちたてられてきた制限が部分的に、テリトリーのある指導勢力の了解に応じて、克服された」(S. 26) とされる。

(2) 1964年および1974年の青少年法

青少年政策は、60年代に「ドイツ民主共和国の青少年を社会主義の広範な建設に参加させ、国民経済と国家の指導のもとに職業、学校、文化およびスポーツにおいて、彼らのイニシアティブを全面的に支援する法律」(1964年青少年法, 1964年5月4日)において、そして70年代には「ドイツ民主共和国の青少年を発達した社会主義社会づくりに参加させ、ドイツ民主共和国において彼らを全面的に支援することに関する法律」(1974年青少年法, 1974年1月28日)において展開され、そこでも青少年を社会主義建設へと参加させ社会主義的人格へと発達させることが強調されている。

前者では、第6回党大会で採択された党綱領でうちたてた社会主義の包括的な建設の完成という基本任務が前面に出され、青少年を社会主義建設へと経済的に動員することに力点が置かれている。「わが共和国の青少年は彼らの人生の意味を、社会主義の諸理念のうちに、平和に奉仕し新たな価値を創造する勤勉な労働のうちに、高度の教育のうちに、および万人の福祉と幸福のための活動 (Schaffen) のうちに認識する。社会主義的愛国主義と国際主義、集団精神、ヒューマニズム的思考、高度な責任意識、規律および自分の専門をマスターし文化的に豊かで健康に生活する努力といった若い世代の道徳的諸性質がますます強く形成される」として、すべての国家・経済機関に「それぞれの若者の社会主義的人格への全面的な教育・陶冶・支援」をその最重要課題とみなすよう要請している。

これに対して後者では、青少年を社会主義的イデオロギーへと総動員し、祖国を防衛する任務を果たすようにさせることが最重要視されている。その第1条では、若者を社会主義の理念に忠実に従い、その敵から守ること、社会主義祖国のために行動すること、そうした社会主義的人格を自ら発達せしめることが求められている。

第1条(1) 発達した社会主義社会づくりの際の優先的な任務は、すべての若者を社会主義の理念に忠実に従い、愛国主義者および国際主義者として考え行動し、社会主義を強化し、すべての敵から社会主義を確実に守る国家公民へと訓育すること、である。青少年は自ら自分を社会主義的人格へと発達させることに対して、高い責任を担っている。

(2) 若き市民の任務は、社会主義的な仕方であらば労働し学習し生活し、無私にかつ粘り強く自分の社会主義祖国——ドイツ民主共和国——の福祉のために行動し、ソ連および他の社会主義兄弟国と友好同盟を強め、社会主義国家共同体の全面的な協力のために働くことである。青少年の名誉ある義務は、労働者階級の革命的伝統と社会主義の達成物を尊重し擁護し、平和と人民の友好のために尽力し反帝国主義的連帯を行使することである。すべての若者は、社会主義的態度としっかりした知と能力によって際立ち、高い道徳的・文化的価値を自分のものにし、能動的に社会的・政治的生活に、国家と社会の指導に参加すべきである。労働者階級の科学的世界観であるマルクス・レーニン主義をわがものとし、攻勢的に帝国主義的イデオロギーと対決する努力が全面的に支援される。若者は、自己と他者に対する責任感情、集団意識および進んで助けること、粘り強さと目標に向かって努力すること、誠実さと謙虚さ、勇気と毅然とした態度、忍耐と規律、年長者、彼らの業績と功績に対する尊重ならびに異性に対する責任意識のある行動、といった諸性質によって抜きん出でべきである。

第2条(1) 若者の社会主義人格への発達には、ドイツ民主共和国の国家政策および社会主義国家権力の全活動の構成要素である。

もっとも、若者に対する「柔軟な」理解と政策は長続きはしなかった。1960年代半ばには文化・芸術政策において再びイデオロギー的統制が強められたからである。すなわち、1965年12月に開催されたSED中央委員会第11回総会で、Erich Honeckerは政治局報告の中で、映画、テレビ放送、演劇、文学は「恥ずべき偏向」を持ち、「懐疑主義と不道徳」を広めっていると批判するだけでなく(Weber 1988=1991, p. 111)、文化知識人と文化局幹部が政治指導部に対して謀反を企てていると非難したのである(Engler 1999=2010, S. 111ff., p. 131-132)。具体的な人物として、シンガー・ソングライターのWolf Biermann、作家のStefan Heim、化学者で哲学者のRobert Havemannが激しく攻撃された(なおこれに関連して、Emmerich 1996=1999, p. 226以下、およびKuczynski 1992=1998, p. 190も参照)。

しかし、当時の有力な性教育の推進者であったGrasselもBachもこうしたイデオロギー的統制の側面には触れていない。Grassel(1966b)は、1965年のSED中央委員会第11回総会で、映画や雑誌に見られるいくつかの否定的現象は断固として批判され斥けられたとしているし(S. 805)、ドイツ統一後にBach(1993)ですら、「60年代になってようやく、独自の性教育学の科学的な基礎が据えられた。党・国家指導部のそれまでの極端に性敵対的な態度は、スターリン主義の権威的イデオロギーの一切を支配する影響のせいであるが、それが緩和された」(S. 82)としており、なぜかこうした否定的側面には触れていないのである。

4. 中絶緩和・家族政策と性教育

ところで、60年代に性教育を必要とさせるとともに促進させる重要な要因となったものに、

妊娠中絶の緩和政策と家族政策がある。すでに別稿（池谷 2009）で論じたので、ここでは詳しく触れることはしないが、1950年の「母子の保護と女性の権利に関する法律」によって大幅に制限されていた妊娠中絶が、60年代に入ると次第に緩和されていくことになる。

(1) 「出生の促進と妊娠中絶の現行規定の拡大に関する提案」と「母子保護と女性の権利法第11条の適用に関する1965年の通達」

1963年10月1日にSED政治局女性部の責任下で産婦人科医、社会衛生学者、検察庁、国家経済企画委員会からなる作業グループがつけられ、そこから「DDRにおける出生の促進と妊娠中絶の現行規定の拡大に関する提案」（Thietz 1992, S. 93-107）が1964年5月27日に出される。

この「提案」では、2つのねらいが挙げられている。1つは、「たいていの人々が持つ子どもへの自然な欲求を高め、出産を促進し、子たくさん家族の物質的状况を改善して、家族が子どもをわが社会主義社会の生活能力ある人間へと教育し、しつけるのを支援する措置を準備し実施すること」であり、もう1つは「妊娠中絶に関する法律を今日的に解釈することによって、重大な個人的・家族的・健康のおよび社会的な葛藤をひきおこす障害をなくすこと」（S. 95）である。すなわち、そのねらいは、出産を奨励すると同時に、1950年の「母子保護法」の中絶事由を柔軟に運用し、非合法中絶を減らすことにあった。

非合法の中絶の多さには、いくつかの理由があった。「提案」によれば、1つは、DDRの住民が、社会的関心の軽視ゆえに、非合法中絶を撲滅し摘発することに積極的ではないことである。もう1つの問題は、性啓発の不十分さとその質の問題である。避妊できるという知識が住民の間ではきわめて乏しく、また性啓発それ自体にも弱点があった。すなわち、「性啓発が生物学的側面からもっと包括的になされねばならないばかりでなく、セクシュアリティと愛によって規定された人間間の関係や価値ももっと強く考慮されねばならない」（S. 97）。ここに当時の性教育（「性啓発」）の欠陥が示されている。性啓発が狭い生物学的側面の啓発に限られていて、セクシュアリティや愛、人間関係の問題や性的な価値が考慮されていなかったのである。

そこで、作業グループは、まず妊娠中絶の完全解禁によって現行の諸問題が解決されるかどうかを検討し、最終的には妊娠中絶の完全な解禁を拒否はしたものの、中絶事由を拡大解釈することで、妊娠中絶禁止を緩和しようとした。この提案の成果として、1965年3月15日に「1950年9月27日の母子保護と女性の権利法第11条の適用に関する1965年の通達」（Thietz 1992, S. 200-204）が、保健衛生省から出される。これによって「母子の保護と女性の権利に関する法律」第11条の適用は緩められることになり（Thietz 1992, S. 83）。最終的に1972年の「妊娠中絶に関する法律」で、妊娠中絶の自由化が公式に認められることになる。

(2) 家族法と性教育

もう1つ性教育を前進させる上で重要な法律が、これまた別稿でも述べたように（池谷 2009, p. 83）、1965年12月20日に制定された家族法である。この家族法を性教育との関連でみるなら

ば、まず第1に、その第4条において、「国家機関、とりわけ人民教育、青少年援助、健康・社会機関および司法機関は、適切な仕方でも夫婦の家族関係の発展を支援し、親が子どもを教育するのを援助する義務を負う」ことが明記されている。性教育に関しても、人民教育省や保健衛生省などが親を支援することが義務づけられたのである。

第2に、そのための具体的な援助機関として、「結婚・家族相談所 (Ehe- und Familienberatungsstelle)」が設立されることになった。そこでは「人生経験があり専門知識がある市民が、結婚しようとしている人あるいは他に家族問題で相談する人々に、助言と援助を与える」とされた。

第3は、第42条で「子どもの教育」は、「国家と社会の承認と評価を受ける、親の一つの重要な国家公民的任務」とされるとともに、その目標は、同年の2月に制定された1965年学校法になって、社会主義的人格の形成に置かれたことである。すなわち、「彼らを、社会的発展を意識的に共同形成する、精神的および道徳的に優れ、身体的に健康な人格へと育てることである。自分の教育義務を、責任意識をもって実現することによって、子どもに対する固有の模範と一致した態度によって、親は、自分の子どもを、学習と労働への社会主義的態度、労働する人間に対する尊重、社会主義的共同生活の規則の遵守、連帯、社会主義的愛国主義と国際主義へ教育することである。要するに、自分の子どもを社会主義的人格へと教育することが親の任務とされたのである。そこにはまた、「謙虚、誠実、親切、および高齢者に対する尊重といった性質と振る舞いの形成」も含まれていたし、さらに、「結婚と家族に対する後々の責任意識をもった態度へと子どもを準備させること」も含まれていた。

こうして、子どもに対する親の教育義務として、親には、子どもを、社会主義的の道徳をもった社会主義的人格へと教育するとともに、性教育の目標として、「結婚と家族への後々の責任意識をもった態度へと子どもを準備させること」が求められることになったのである。

(3) 結婚・家族相談所とセクション「結婚と家族」

家族法で設立されることになった結婚・家族相談所の詳細は、1966年の国民経済計画の指令 (Direktive vom Volkswirtschaftsplan 1966) において、DDR保健衛生省によって勧告された (Mecklinger 1968, S. 19)。そして、この勧告にもとづいて1966年2月17日に「ドイツ民主共和国家族法の最初の施行規則 (Erste Durchführungsbestimmung zum Familiengesetzbuch der Deutschen Demokratischen Republik)」が出され、そこで結婚・家族相談所の詳細が示された (施行規則の条文については、池谷 2009 参照)。

他方、研究チーム「結婚と家族」は、「ドイツ民主共和国における結婚・性相談所の活動様式と組織に関する指針草案」を同じ1966年に提起している。この研究チームは、ドイツ全衛生協会内の健康保護協会のセクション「女性の衛生と健康保護」の中に、1963年に設立されたものであるが、この研究チームとRostock大学社会衛生研究所は、保健衛生省の委託を受けて、医療・心理学的な結婚・性相談所のネットワークづくりを、結婚・家族相談への保健衛生の部門特

有な貢献として支援することを任務とした。そのために研究チームはとくに、毎年行われる Rostock の、「結婚・性相談の諸問題」に関する研修デーを実施してきた。この研修デーは、結婚・性相談所のネットワークをさらに構築し、結婚・性相談所を保健衛生の結婚・家族相談ならびに予防システムへと統合するのに役立ったし、さらに、これら相談所の全職員の研修と相談活動の臨床的・組織的な諸問題の学問的な討論に役立った。こうした取り組みの中で、草案が作られたのである (Mehlan (Hrg.) 1966, Vorwort)。

*なお第1回と第2回の研修デーはわからないが、第3回の研修デーは「家族計画における医師の任務と共同責任」というスローガンのもとに、1967年10月23日～25日に行われている (Mehlan 1968, S. 9)。

この草案は、ほぼそのままのかたちで1969年1月8日の保健衛生大臣の指針とされたようである。筆者は指針そのものを見てはいないが、Aresin (1991) の指針の紹介を見ると、このことが推測される。そこで、ここではその「草案」の内容を見ておく (Mehlan (Hrg.) 1966, S. 191-198)。

まず「原則」として、「結婚・性相談所は社会主義健康保護 (保健) の施設」であり、「その任務は、目的に応じた措置を体系的に用いることで、性生活・パートナーの生活・家族生活の領域における障害とその健康的・心理学的・社会的な結果を認識し、予防し、なくすことに奉仕すること」、「結婚・性相談所はすべての郡に設けられ、関係する保健衛生機関に属する」こと (S. 191) などが確認されている。

次に、結婚・性相談所には以下の5つの任務が与えられている。第1は、「結婚と家族への教育」である。具体的には、次のような教育が考えられている。

「全生活にわたって責任意識のあるパートナーシップへの準備、わが社会における人間性にふさわしい結婚の肯定への準備、および家族づくりへの準備」への教育であり、こうした性教育をする際に学校と家庭を支援するとされている。

「子ども・青少年が性的発達でかかえる諸問題の際の相談・助言」

とくに若者に対しての「パートナー選び、結婚する時期に関する相談・助言」

「子どもに対する肯定的かつ責任意識のある態度の促進」

第2は、「問題状況にある相談・助言」である。具体的には、「結婚生活の助言・相談」、
「裁判所の委託を受けて、結婚問題での審理の準備の際の協力」、
「心理的・性的な状況を克服するのに困難を抱える単身者の相談・助言」、
「パートナーのどちらかあるいは両者のアブノーマルな人格によってもたらされる問題での援助」が挙げられている。

第3は、「家族計画の諸問題での相談・助言」である。ここには、以下のような相談・助言が入る。

「最適な子ども数に関する相談・助言と子どもへの意志 (子どもをほしがること) の促進」

「最適な第1子出産時期に関する相談・助言」

「最適な出産間隔に関する相談・助言」

「避妊への事由適用 (Indikationsstellung), 妊娠予防および場合によってはふさわしい避妊手段 (避妊薬) の使用に関する相談・助言」。ここでは, 結婚・性相談所は以下の場合に, この任務を引き受けるとされている。すなわち, 避妊が結婚・性相談所による相談・助言全体の経過の中で一つの措置として行われる場合, 相談者が自ら避妊相談について結婚・性相談所を訪れる場合, 相談者が回されてきた場合である。

「不妊ケースにおける相談・助言と専門医の援助」

「妊婦相談所, 母親相談所, 産婦人科クリニックと協力して, 妊娠ないしは子どもへの否定的な態度の際に助言し教育する援助」

「中絶への申請の拒否ののちに困難な医学的・心理学的な諸問題が発生した特別な場合における相談・助言と援助」

第4の任務は, 「性的諸問題における相談・助言」であり, 「パートナーの心理的・性的適応への相談・助言およびノーマルな領域における適応・行動困難の際の援助」, 「神経・精神医学の専門クリニック, 助産・産婦人科専門クリニック, 内科・皮膚科専門クリニックならびに精神療法センターとの緊密な協力の下での, 性的な機能障害および異常行動の相談・助言」が挙げられている。

最後の任務は, 「研究と教育」で, 必要書類の統一的な記録の保存, 特別な相談・助言技術ならびに診断的・療法的な方法の検討, 職員の継続教育などが挙げられている。

1969年指針はDDRの最後まで生きていたし, 結婚・家族相談所(地域によって結婚・家族・性相談所とか結婚・性相談所, パートナーシップ・性相談所とも呼ばれた)は, 少なくともペーパー上では, DDRのすべての郡に存在することになっていた。だが本務職員がいるのは大都市だけで, 助言・相談はたいてい副業の医師, 心理学者, ソーシャルワーカーが行っていた。しかも, 彼らは一部だけ特別な研修を受けていただけで, 相談・助言する能力はなかったという(BZgA 1995, S. 52)。

そこで, 結婚・家族相談への様々な要求に応えるためには, 相談所のメンバー自身の力量を高める必要があった。そのためにまず, 保健衛生省に作業グループが設けられ, そこから1968年にセクション「結婚と家族」が生まれ, DDR社会衛生協会内部に設けられることになった(この作業グループが先の研究チーム「結婚と家族」と違うのかどうか, また違うとすればどう異なるのか, それらの点について今のところ筆者はわからない)。そのイニシアティブをとったのが, Rostock社会衛生研究所所長のMehlanであった。このセクションに関与していたAresin(1991)によれば, Mehlanはすでに早くから家族計画に関心を寄せて, 国際家族計画連盟(International Planned Parenthood Federation; IPPF)とコンタクトをとっており, ここでの経験がセクション「結婚と家族」の活動に生かされた(S. 87f.)。ただし, DDRに家族計画協会をつくることはSEDによって認められなかったので, 最終的に社会衛生協会内のセクションという形態をとらざるをえなかった(BZgA 1995, S. 14)。

5. 68年刑法とホモセクシュアリティ

(1) 第218条の削除

すでに、1964年の作業グループの「提案」で、「非合法の妊娠中絶を自ら行なうかあるいは行なってもらおう女性に、医師の施設への信頼を——刑法上の結果を心配せずに——してもらうために」、以下のことを新たな刑法のうちに定めることが提案されていた。それは、「許されない中絶を自ら行なうかあるいは行なってもらおう女性は、刑法上訴追されないこと」、また「許されない妊娠中絶を幫助するものは、これまでよりももっきびしく処罰されねばならない」(Thietz 1992, S. 101) ことを盛り込むことであった。

1968年に発効したDDRの「刑法」(<http://www.verfassungen.de/de/ddr/strafgesetzbuch68.htm>)は、その提案どおり、第218条の妊娠中絶当事者に対する処罰規定を削除した。新たな第153条～155条によって、許可されない妊娠中絶のこれまでの刑法上の責任が変わり、それまで通用していた1947・48年の諸州の刑法にとってかわることになった。この刑法の規定は1990年10月のドイツ統一まで効力を持つことになる。その第153条～155条では以下のような行為のみが刑罰の対象とされた。

第153条(1) 法律上の規定に反して女性の妊娠中絶を行うものは、3年以下の自由刑ないしは執行猶予付きの判決で処罰される。

(2) 同様に、女性に妊娠そのものを中絶するようあるいは無法な妊娠中絶を行わしめるようにさせたり、あるいはそうすることで女性を支援するものは、罰せられる。刑事訴追は3年以内で時効になる。

第154条(1) 妊婦の同意なしにこの行為を行うもの、あるいは商売でないしはその他自分の利益のために行うもの、自由刑で1年から5年までの刑に罰せられる。

(2) 同様に、虐待、暴力ないしは重大な不利益を伴う脅かしで妊婦に働きかけて、妊娠中絶させようとするものは処罰される。

第155条 重大なケース。第153条ないし第154条による犯罪行為によって妊婦の重大な健康侵害や死を過失で起したものは、自由刑で2年から5年までの刑に処せられる。

(2) 第175条の削除

もう1つこの刑法改正で重要なのは、1872年1月から発効したドイツ帝国刑法のホモセクシュアリティに対する刑罰規定(第175条)が同時に削除されたことである。

第175条では獣姦と男性間の同性愛が処罰の対象とされていた。すなわち、「男性間ないしは人間と動物との間で行われる自然に反する淫行(Unzucht)は、禁錮刑に処せられる。また市民的名誉権の喪失の判決が下されることがある」(RGBl. 1875, S. 127)。

このドイツ帝国刑法は、池谷（2009）で見たように、ナチス下の1935年に厳罰化されていた（Gesetz zur Änderung des Strafgesetzbuchs vom 28. Juni 1935. RGBI. I S. 839）。戦後の1949年においても、DDRではナチスの1935年規定が破棄されたというものの、その内容はさほど変わるものではなかった（Strafgesetzbuch und andere Strafgesetze, hrsg. von dem Ministerium der Justiz der Deutschen Demokratischen Republik, Deutscher Zentralverlag, Berlin 1951）。

ようやく第175条が削除されたのは、1968年の刑法改正においてであった。しかしそれに代わって新たに第151条が設けられ、大人の男性が青少年男性（18歳以下）と行う性行為は処罰の対象とされた。すなわち、「同性の青少年と性的行為を行う大人の男性は、自由刑によって3年以下の刑に処せられるか、ないしは執行猶予付きの判決で処罰される」とされたのである。その後、第151条は第5刑法改正法が1988年12月14日の人民議会で制定されることによって、翌年1989年7月11日に人民議会で廃棄されることになる（Bach und Thinius 1989）。

おわりに——60年代における性教育の制約条件

以上にみたように、DDRでは性教育は1960年代に学校、家族、青年の各領域において、50年代の「新たな人間」の形成からさらに踏み込んで、「社会主義的人格」の形成という任務の一環として積極的に位置づけられ、重要な役割を担うことになった。

50年代までSED指導部は、性教育に対しては消極的であった。Bach（1993）によれば、SED・国家指導部は「極端に性敵対的な態度」（S. 82）をとっていた。それが50年代末から、1958年7月のSED第5回党大会でのUlbricht報告に見られたように、青少年の愛と性が積極的に取り上げられるようになった。こうした変化の背景には、Bach（1993, ebenda.）が指摘しているように、また「はじめに」でも触れたように、「スターリン主義」がDDRでも一時的に緩和されたことがあったこと、これはたしかであろう。しかし、先に述べたように、こうした柔軟な政策も長続きはしなかった。

それ以上にもっと重要な要因は、性教育がやはり子ども・青少年をターゲットにして学校、家族、青年組織にわたって「社会主義的人格」の形成という役割を積極的に担い、社会主義をイデオロギー的に確固としたものにすべく動員されたことにあったと言わなければならない。そしてまた、その限りでのみ、性教育は大目に見られたのである。

したがって、DDRの性教育はそうしたイデオロギー的政策の一環として、いくつもの制約を受けることになった。まず第1に、性教育は広義には社会主義教育＝社会主義的人格の形成の一翼として、とりわけ社会主義道徳を子ども・青少年に根付かせることに奉仕すべきものとされた。まさに、「性教育（die geschlechtliche Erziehung）」は「社会主義人格の全体教育の統合的構成要素」（Grassel 1962, S. 47）として位置づけられたのである。

だが、そもそもこの「社会主義的人格」なる概念そのものは多くの問題を孕んでいた。1965

年学校法や1964年青少年法に見られたように、「社会主義的人格」のもとで求められていたのは、DDRに対する愛国主義、労働に対する愛情と尊重、マルクス・レーニン主義、および進んで助けること、友情、礼儀正しさ、自分の両親とすべての年長者に対する尊重、ならびに男女間の誠実で清潔な関係などの社会主義道徳、これらを獲得し内面化することであった。極言すれば、DDRを支配していたSEDが描く「社会主義的人格」をそのイデオロギーもろとも内面化するように求められたのである。

その後、この「社会主義的人格」の概念は、1971年のSED第8回党大会において「社会主義的人格の全面発達」の課題が提起されて以降、DDRの諸学問分野（哲学、社会学、心理学、教育学等）で重要な理論的研究課題として位置づけられ研究されていく。だが、すでに60年代の人格概念にも示唆されていたように、DDRにおける人格概念には極めて大きな問題があった。それは、人格の社会的被規定性が前景に押し出され、個人が自己の客観的な階級的あり方を自己の行動様式として内面化することを何よりも求めていたことにある（70年代におけるDDRの人格研究の動向とその批判をすでに筆者は行っている。さしあたり池谷1978および池谷1982を参照されたい）。

先の要請にもとづいて、例えばSED中央委員会付属社会科学研究所のBittighöfer（1966）は、「統一社会主義教育制度に関する法律」において定式化された、ドイツ民主共和国における陶冶・訓育の目標の実現、すなわち、「意識的に社会生活を形成し、自然を変革し、充実した、幸福な、人間に値する生活を営む全面的にかつ調和的に発達した社会主義人格」の形成は、不可避的に青少年（Heranwachsenden）に異性との出会いを準備させ、友情・愛・結婚における倫理的に価値あるパートナーシップへの能力を彼らに身に付けさせることを含んでいるとしている（S. 721）。さらに、Bittighöfer（1966）は、「青少年コミュニケ」は、親、教員および教育指導者に、青少年とオープンに、偏見なしに、理解をもって愛と結婚の諸問題について語り合うことを求めているが、そのことは同時にまた、マルクス主義倫理学に対しても、「礼儀正しくかつ清潔に生活し家族を尊重するという社会主義的道徳の原理的要求」から出発しつつ、男女間における社会主義的行動の規則と規範を詳細に基礎づけ、若い世代の倫理的教育のための尺度を仕上げるという課題が提起されている（S. 722）、としている。

第2に、性教育は狭義には、家族法における家族の位置づけに照らして、「結婚と家族に対する後々の責任意識をもった態度へと子どもを準備させること」を目指すものとされた。家族法の前文では、家族は次のように規定されていた。すなわち、「家族は社会の最小の細胞である。それは、永遠に結ばれた結婚にもとづくものであり、そしてとりわけ、男女間の感情関係と相互の愛・尊重の関係およびすべての家族構成員の相互信頼とから生じる緊密な結合にもとづくものである」。DDRでは、家族は社会の最小の単位として、子どもを社会主義的人格へと形成する義務を負うと同時に、愛と相互信頼にもとづき永遠に結ばれた家族、すなわち愛＝結婚による近代家族が目指されたのである。

第3に、性教育では、「修道院のような道徳を望まない」（Der Jugend Vertrauen und

Verantwortung, S. 30) として、男女間の婚前性交は公的には否定されていなかったものの、できるだけ避けるべく「男女間の誠実で清潔な関係」(65年学校法)がつねに求められていた。

こうして、例えば、60年代のDDRにおける性教育の中心的な担い手の一人であるGrassel(1967)は、「成長しつつある世代の性教育の目標」を次の3つにまとめている。すなわち、第1に、「性教育は、個々人に、異性との関係を通じて生存がいつそう意味があり幸福になるようにさせるという目標を持つ。そのために個々人は、社会主義道徳の規範に応じてパートナーに対する責任を含むような行動様式と確信へと教育されねばならない」(S. 6)。第2は、「自分の性的なものと異性の特性、そして最後にまた男女関係の特殊な問題に関する必要な知識を備えること」である。そして最後に、「成長しつつある者に、のちに親として自分の子どもに、モデルと教育を通じて、異性との出会いへと準備させる能力を与えること」(S. 7)である。

さて第4に、妊娠中絶に関しては60年代には緩和され、事実上自由化されていた。だが、ホモセクシュアリティについては、1968年刑法で一般的には刑罰の対象から除外されはしたものの、それと入れ替わりに大人の男性が青少年男性(18歳以下)と行う性行為は処罰の対象とされることになった。DDRでホモセクシュアリティが公然と認められるには、1989年まで待たねばならなかった。

以上のような性教育に関するイデオロギー的政策と統制という制約のもとで、またそうした状況にもかかわらず、性教育の研究と実践は60年代には大きく展開されていくことになる。進歩的性教育者は、こうした統制の目をかいくぐって性教育を推進しようとしたのである。こうしたこと自体、当時においてはきわめて危険な行為であったであろうことは想像に難くない。Bach(1993)が当時のDDRにおける性教育を振り返って述べているように、進歩的な性教育者は「あらゆるわら」を戦術として利用したのである。それは、例えば、党決議の一節であったり、指導部の政治家や大臣の演説の文といったものであるが、それらを「進歩的な目標設定のための要求」として解釈し直して利用したり、結婚・性相談所の指針、妊娠中絶法、SED青少年コミュニケおよび青少年法を、「研究と実践における必要な余地をつくりだすための基礎」(S. 83)として利用したのである。Bach(1993)は、自分たちの性教育の取り組みを「[ドン・キホーテの——引用者] 風車に対する闘いにも等しかった」(ebenda.)と評している。

そして、こうした成果の確認と総括の場として、60年代には性教育に関する一連の会議が開催され、また1966年1月に人民教育省の科学協議会のもとに「性教育学研究協議会(Forschungsgemeinschaft Sexualpädagogik)」が創設されることになる(BzGA 1995, S. 27)。

こうした会議としては、管見する限りでも、以下のものがある。

- ・1961年11月3日、ヴァイマールで科学的知識普及協会医学・教育学中央部局の研究報告会議「性教育(Sexuelle Bildung und Erziehung)。社会主義人格への教育の構成要素」(Gesellschaft zur Verbreitung wissenschaftlicher Kenntnisse 1962)。
- ・1962年2月23日～24日、「学校における性教育の現状、手段および形態」(Rostock大学教育研究所心理学および生物方法学部門主催)(Pädagogik, Beiheft 2, 1962)

- ・1964年, 「学校における性教育の諸問題」(日付不明)(Grassel 1966)
- ・1965年5月13日~15日, 「社会主義学校における性教育」(Grassel 1965)
- ・1968年10月16日~18日, 国際シンポジウム「結婚と家族への準備としての性教育」(Rostock 大学教育学研究所心理学部門主催)(*Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock*, 18. Jahrgang 1969. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe, Heft 8/9)

では, こうした大きな制約のもとで, 60年代にDDRではどのような性教育理論が実際に展開されたのであろうか. この点については, 稿を改めて論じなければならない.

引用・参考文献

- Anweiler, Oskar/Fuchs, Hans-Jürgen/Dorner, Martina/Petermann, Eberhard (Hrsg.) 1992: Bildungspolitik in Deutschland 1945-1990. Leske+Budrich, Opladen
- Aresin, Lykke 1991: Ehe- und Sexualberatungsstellen und Familienplanung in der DDR. In: Hohmann, von Joachim S. (Hrsg.): Sexuologie in der DDR. Dietz Verlag Berlin, S. 72-94.
- Autorenkollektiv 1960: Geschichte der Erziehung. Erweiterte und Verbesserte Auflage. Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin=1962 東ドイツ教育史研究者集団『現代教育史——社会主義教育の成立と展開』江藤恭二・平野一郎・吉本均編訳, 明治図書
- Bach, Kurt R. 1991a: Zur Entwicklung der Sexualpädagogik in der DDR. In: Hohmann, Joachim S. (Hrsg.): Sexuologie in der DDR. Dietz Verlag Berlin, S. 228-238.
- Bach, Kurt R. 1991b: Grundpositionen und Ziele der Sexualerziehung in der DDR. In: Hohmann, Joachim S. (Hrsg.): Sexuologie in der DDR. Dietz Verlag Berlin, S. 239-261.
- Bach, Kurt R. 1993: Sexualpädagogik und Sexualerziehung in der DDR. In: Bach, Kurt R./Stumpe, Harald/Weller, Konrad (Hrsg.): Kindheit und Sexualität. Gerd J. Holtzmeier Verlag Braunschweig, S. 82-89.
- Bach, Kurt/Thinius, Hubert 1989: Die strafrechtliche Gleichstellung hetero- und homosexuellen Verhaltens in der DDR. In: *Zeitschrift für Sexualforschung*. 2. S. 237-242.
- Berg, Lene 1957: Bedeutung der Konferenz. In: Neues Leben Neues Menschen. Konferenz des Lehrstuhls Philosophie des Instituts für Gesellschaftswissenschaften beim ZK der SED über theoretische und praktische Probleme der sozialistischen Moral am 16. und 17. April 1957. Dietz Verlag Berlin=1958 「本会議の意義」, 東独社会科学研究所編『社会主義道徳論 新しい人間・新しい生活』藤川覚他訳, 青木書店
- Bittighöfer, Bernd 1966: Probleme der sozialistischen Geschlechtsmoral und der Erziehung der jungen Generation zu sittlich wertvoller Partnerschaft. S. 721-731. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Reihe Gesellschafts- und Sprachwissenschaften*, 15. Jrg, Heft 7/8.
- Bundeszentrale für gesundheitliche Aufklärung (BZgA) (Hrsg.) 1995: Familienplanung und Sexualpädagogik in den neuen Bundesländern. Eine Expertise im Auftrag der BZgA von Harald Syumpe und Konrad Weller unter Mitarbeit von Lykke Aresin, Kurt R. Bach, Jutta Resch-Treuwerth, Eduard Stapel. Köln.
- Der Jugend Vertrauen und Verantwortung. Communiqué des Politbüros des Zentralkomitees der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands zu Problemen der Jugend in der Deutschen Demokratischen Republik. Dietz Verlag Berlin 1964.
- Deutsche Pädagogische Zentralinstitut 1959: Entwurf einer Grundkonzeption für das Lehrplanwerk

- der zehnklassigen allgemeinbildenden polytechnischen Oberschule.
- Emmerich, Wolfgang 1996: Kleine Literaturgeschichte der DDR. Gustav Kiepenheuer Verlag, Leipzig=1999 ヴォルフガング・エメリヒ『東ドイツ文学小史』津村正樹監訳, 鳥影社
- Engler, Wolfgang 1999: Die Ostdeutschen. Kunde von einem verlorenen Land. Aufbau Verlag Berlin=2010 ヴォルフガング・エングラウ『東ドイツのひとびと 失われた国の地誌学』岩崎稔・山本裕子訳, 未来社
- Gesellschaft zur Verbreitung wissenschaftlicher Kenntnisse 1962: Sexuelle Bildung und Erziehung. Bestandteil der Erziehung zur sozialistischen Persönlichkeit. Bericht über den Referententag der zentralen Sektion Medizin und Pädagogik am 3. November 1961 in Weimar. Berlin.
- Grassel, Heinz 1962: Psychologische Probleme bei der geschlechtlichen Erziehung. In: Gesellschaft zur Verbreitung wissenschaftlicher Kenntnisse 1962, S. 44-49.
- Grassel, Heinz 1965: „Geschlechterziehung in der sozialistischen Schule“ In: *Pädagogik*, 1965, Nr. 8, S. 762-766.
- Grassel, Heinz 1966a: Tagungsbericht 1964. Arbeitstagung über Probleme der Geschlechterziehung in der Schule. *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. Reihe Gesellschafts- und Sprachwissenschaften*, 15. Jrg., Heft 7/8, S. 705-706.
- Grassel, Heinz 1966b: Zur Entwicklung der Sexualpädagogik in Deutschland. In: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Universität Rostock. 15. Jahrgang. Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe, Heft 7/8*, S. 801-808.
- Grassel, Heinz 1967: Jugend Sexualität Erziehung. Staatsverlag Berlin.
- Hager, Kurt 1959: Die weitere Entwicklung der polytechnischen sozialistischen Schule in der DDR. Referat auf der 4. Tagung des Zentralkomitees der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands am 15. Januar 1959. Dietz Verlag Berlin.
- Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED 1964: Revolutionäre deutsche Parteiprogramme. Vom kommunistischen Manifest zum Programm des Sozialismus. Dietz Verlag Berlin.
- Karras, Heinz 1961: Die Grundgedanken der sozialistischen Pädagogik in Marx Hauptwerk "Das Kapital", Reihe Diskussionsbeiträge zu Fragen der Pädagogik, Band 5, Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin=1963 ハイイツ・カルラス『マルクス主義教育学の構想』田中昭徳訳, 明治図書出版
- Klein, Matthäus 1957: Theoretische Probleme der marxistischen Ethik. In: Neues Leben Neues Menschen. Konferenz des Lehrstuhls Philosophie des Instituts für Gesellschaftswissenschaften beim ZK der SED über theoretische und praktische Probleme der sozialistischen Moral am 16. und 17. April 1957. Dietz Verlag Berlin = 1958 「マルクス主義倫理学の理論的諸問題」, 東独社会科学研究所編『社会主義道徳論 新しい人間・新しい生活』藤川覚他訳, 青木書店
- Krapp, Gotthold 1960: Marx und Engels über die Verbindung des Unterrichts mit produktiver Arbeit und die polytechnische Bildung, Reihe Diskussionsbeiträge zu Fragen der Pädagogik, Band 10, Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin=1961 G・クラブ『マルクス主義的教育思想——生産労働と教育の結合——』大橋精夫訳, 御茶の水書房
- Kuczynski, Jürgen 1992: Ein linientreuer Dissident, Memorien 1945-1989, Aufbauverlag Berlin und Weimar=1998 ユルゲン・クチンスキー『クチンスキー回想録 1945 - 1989 正統派の異端者』照井日出喜訳, 大月書店
- Mecklinger, L 1968: Mitverantwortung und Aufgaben des Arztes bei der Familienplanung. In: Mehlan, K. -H.: Arzt und Familienplanung. Tagungsbericht der 3. Rostocker Fortbildungstage über Probleme der Ehe- und Sexualberatung vom 23. bis 25. Oktober 1967 in Rostock-Warnemünde. VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin.

- Mehlan K.-H. (Hrsg.) 1966: Probleme der Ehe- und Sexualberatung. VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin.
- Mehlan, K. -H. 1968: Arzt und Familienplanung. Tagungsbericht der 3. Rostocker Fortbildungstage über Probleme der Ehe- und Sexualberatung vom 23. bis 25. Oktober 1967 in Rostock- Warnemünde. VEB Verlag Volk und Gesundheit Berlin.
- MONUMENTA PAEDAGOGICA 1969a, Bd. /1 Dokumente zur Geschichte des Schulwesen in der Deutschen Demokratischen Republik, Teil 2: 1956-1967/68, 1. Halbband, Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin.
- MONUMENTA PAEDAGOGICA 1969b, Bd. /2 Dokumente zur Geschichte des Schulwesen in der Deutschen Demokratischen Republik, Teil 2: 1956-1967/68, 2. Halbband, Volk und Wissen Volkseigener Verlag Berlin.
- Neues Leben Neues Menschen. Konferenz des Lehrstuhls Philosophie des Instituts für Gesellschaftswissenschaften beim ZK der SED über theoretische und praktische Probleme der sozialistischen Moral am 16. und 17. April 1957. Dietz Verlag Berlin=1958 東独社会科学研究所編 『社会主義道徳論 新しい人間・新しい生活』藤川覚他訳, 青木書店
- Thietz, Kristen 1992 : Ende der Selbstverständlichkeit? Die Abschaffung des § 218 in der DDR. Dokumente. Berlin.
- Ulbricht, Walter 1958: Der Kampf um den Frieden, für den Sieg des Sozialismus, für die nationale Wiedergeburt Deutschlands als friedliebender, demokratischer Staat. Dietz Verlag Berlin.
- Wächtler, Herbert 1957: Zu Fragen der Moral in Ehe und Familie. In: Neues Leben Neues Menschen. Konferenz des Lehrstuhls Philosophie des Instituts für Gesellschaftswissenschaften beim ZK der SED über theoretische und praktische Probleme der sozialistischen Moral am 16. und 17. April 1957. Dietz Verlag Berlin=1958 『結婚と家庭における道徳の問題について』, 東独社会科学研究所編 『社会主義道徳論 新しい人間・新しい生活』藤川覚他訳, 青木書店
- 池谷壽夫 1978 : 「人格論の基本的諸課題 —— 最近のドイツ民主共和国における「人格 (Personlichkeit)」研究の動向を中心にして ——」, 『哲学と現代』(名古屋哲学研究会) 第3号, pp. 103-118.
- 池谷壽夫 1982 : 「人格理論の基礎的諸課題 (その1) —— ソビエト・東ドイツの人格理論をめぐって」, 『高知大学教育学部研究報告』第1部, 第34号, pp. 95-116.
- 池谷壽夫 2009 : 「DDR における妊娠中絶問題の歴史的展開」, 『日本福祉大学研究紀要 現代と文化』第120号, pp. 73-105.
- 池谷壽夫 2010 : 「ソ連占領下におけるドイツの性問題と性教育」, 『日本福祉大学社会福祉論集』第123号, pp. 1-29.
- 池谷壽夫 2011 : 「1950年代におけるDDRの性問題と性教育 —— 「性的啓発」から「性教育」へ」, 『日本福祉大学子ども発達学論集』第3号, pp. 21-44.
- 小出達夫 1978 : 「ドイツ民主共和国における教育と法 —— 1958~1962年を中心に ——」, 『北海道大学教育学部紀要』第32号, pp. 151-188.
- 中野徹三 1967 : 「マルクス, エンゲルスの教育思想」第1節~第3節, 鈴木朝英責任編集 『講座 民主教育の理論 下』明治図書, pp. 15-49.
- 宮崎俊明 2002 : 「旧東ドイツ教育学アカデミー元総裁ゲルハルト・ノイナーとのインタビュー —— その自己弁明と自己批判の歴史的検証 ——」, 『鹿児島大学教育学部研究紀要』. 教育科学編, 第53号, pp. 81-102.
- 志水速雄 1977 : 『フルシチョフ秘密報告「スターリン批判」全訳解説』講談社学術文庫
- ウルブリヒト, ワルター 1958 : 「ドイツ社会主義統一党の思想活動における若干の問題」, 『平和と社会主義の諸問題』第1巻, 第2号, pp. 19-26.